

耐震化に関するアドバイザーの 派遣費用を助成します

府中市では、分譲マンションの耐震化を促進するため、市内の旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）の分譲マンションを対象に、耐震アドバイザー派遣への費用助成を実施しています。

ポイント1

1つの管理組合につき
5回まで派遣可能！

ポイント2

1回あたり5万円を限度に
派遣費用を助成！

耐震アドバイザー派遣が可能な専門家

一級建築士



現地でマンションを確認し、耐震化に関する具体的なアドバイスをもらう

マンション管理士



耐震化に係る区分所有者間の合意形成に関する相談をする

弁護士



耐震化に係る登記、相続等、法律に関する相談をする

再開発プランナー



耐震改修と建替えの判断のため、再開発事業による建替えに関する相談をする

ファイナンシャルプランナー



耐震化に係る資金計画、資産運用に関する相談をする

耐震アドバイザー派遣を活用した耐震化検討の例

活用例

現地確認により既存図面の確認や簡単な質疑に応じます

派遣1回目



理事会や区分所有者の集会などの場で専門的な内容の説明や質疑に応じます

派遣2回目



耐震診断へ
耐震診断助成もあります

※合計5回まで派遣可能です

分譲マンション耐震アドバイザー派遣 《助成制度の内容》

助成対象となる分譲マンション	<p>○2以上の区分所有者が存する分譲マンションであって、人の居住の用に供する専有部分があるもの。</p> <p>※ 店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものも対象とします。</p> <p>○昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認又は通知を受けて工事着手したもの。</p> <p>○耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>○地階を除く階数が3階以上のものであること。</p> <p>○緊急輸送道路沿道建築物ではないこと。</p>
助成対象者	助成対象となる分譲マンションの管理組合であること。
助成の概要	耐震アドバイザーから直接現地の分譲マンションにて相談や助言を受けるための派遣費用を助成します。 相談等は、1つの管理組合につき5回まで可能です。
耐震アドバイザー	<ul style="list-style-type: none">● 一級建築士● マンション管理士● 弁護士● 再開発プランナー● ファイナンシャルプランナー
助成対象経費	実際に耐震アドバイザー派遣に要する費用で、1回あたり5万円を限度とします。
助成金の額	助成対象経費の10分の10(全額) (ただし、5万円を超える場合は5万円とする)

(注)助成金の額は千円未満を切り捨てた額となります。

手続きについて

- 助成の対象となる費用が他の補助金等の交付を受けている場合や、助成金の交付決定前に事業者との契約を行った場合は助成金を交付することができませんので、ご注意ください。
- 原則として、契約等を行った年度内に事業(請求書の提出まで)が完了するようにしてください。交付決定後に変更がある場合は、あらかじめご相談ください。

予算には限りがあります。
必ず事前に市へ、助成金の交付が可能かどうかお問合せください。

【お問合せ先】 府中市 都市整備部 住宅課 住宅安全係

〒183-0056 東京都府中市寿町1丁目5番地 府中市役所 府中駅北第2庁舎 5階
TEL : 042-335-4173 (直通) FAX : 042-335-1140
e-mail : jutaku02@city.fuchu.tokyo.jp